

鹿児島工業高等専門学校永年勤続学外指導者への感謝状被贈呈者推薦に  
関する申合せについて

令和5年2月21日  
学生委員会裁定

(趣旨)

第1 この申合せは、鹿児島工業高等専門学校感謝状贈呈要項（平成24年3月28日校長裁定）（以下「要項」という。）第2条第2号の規定に関し、永年勤続学外指導者への感謝状被贈呈者推薦に必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2 この申合せにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1)「技術指導コーチ」とは、鹿児島工業高等専門学校謝金取扱要領を基に任用される特定の課外活動の技術的な指導を行なう者
- (2)「課外活動指導員」とは、独立行政法人国高等専門学校機構非常勤教職員就業規則第2条第2項第14号に規定される特定の課外活動の技術的な指導及び各種大会の校外引率業務に従事する職員

(資格)

第3 本校の課外活動の指導に顕著な功績のあったものについては、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 本校の学外指導者として、競技力等の向上に尽力し、任用等が累計10年以上である者
- (2) その他、本校における指導活動において、表彰に足りる実績・功績があると認められる者

(推薦について)

第4 推薦は、被推薦者が退任の際とし、原則として学生委員会での議を経て、学生主事から行う。

(雑則)

第5 この申合せに定めるもののほか、永年勤続学外指導者への感謝状被贈呈者推薦に関し、必要な事項は学生委員会の審議をもって決定する。

附 則

この申合せは、令和5年2月21日から実施する。